

相楽東部広域連合特別支援教育就学奨励費交付要綱

平成21年4月1日

教委要綱第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、相楽東部広域連合立学校の特別支援学級（学校教育法（昭和22年法律第26号）第75条に規定する特別支援学級をいう。以下同じ。）に在籍する児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者の経済的負担の軽減を図り、もって特別支援教育の振興に資するため、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 相楽東部広域連合立学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者（児童生徒に対して親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人））をいう。
- (2) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号の規定により文部科学大臣が定める算定方法の例により算定した保護者の属する世帯の収入の額をいう。
- (3) 需要額 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した保護者の属する世帯の需要の額をいう。

(就学奨励費の受給資格)

第3条 就学奨励費の支給を受けることができる者は、笠置町、和束町及び南山城村のいずれかに住所を有し、相楽東部広域連合立学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者とする。ただし、相楽東部広域連合就学援助費交付要綱（平成30年相楽東部広域連合教育委員会要綱第5号）の規定により就学援助費の支給を受けている者は除く。

(就学奨励の種類)

第4条 就学奨励の種類は、次のとおりとする。

(1) 学用品費

児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験、実習教材を含む。）の購入費

(2) 通学用品費

児童生徒（第1学年を除く。）が、通学のため通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨傘、上ばき、帽子等）の購入費

(3) 校外活動費（宿泊を伴わないもの）

児童生徒が学校行事として宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料

(4) 校外活動費（宿泊を伴うもの）

児童生徒が学校行事として宿泊を伴う校外活動（修学旅行を除く。）に参加するために直接必要な交通費及び見学料

(5) 新入学児童生徒学用品費

新入学児童生徒が、通常必要とする学用品、通学用品（通学用かばん、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上ばき、帽子等）の購入費

(6) 修学旅行費

児童生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）に参加するために要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険代、添乗員経費、しおり代、荷物輸送料、通信費及び旅行取扱料金等の費用

(7) 体育実技用具費

中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具の購入費

(8) クラブ活動費

小学校又は中学校のクラブ活動（課外の部活動を含む。）の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具等の購入費及び当該活動を行う児童生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費

(9) 生徒会費

小学校又は中学校の生徒会費（児童会費を含む。）として一律に負担すべきこととなる経費

(10) P T A会費

小学校又は中学校において、PTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費

(11) 卒業アルバム代等

小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真の購入費

(12) オンライン学習通信費

ICTを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費

(13) 学校給食費

学校給食に要する費用の実費

(14) 医療費

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づく疾病の治療に要する費用（社会保険等に加入している場合は、被扶養者として社会保険等の給付を受けられる額を控除した額）

（支給額）

第5条 就学奨励費の支給額は、別表に定める。

（支給区分）

第6条 就学奨励費の支給区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 収入額が需要額の2.5倍未満の保護者 第4条第1号から第13号までに掲げる経費

(2) 収入額が需要額の2.5倍以上の保護者 第4条第14号に掲げる経費

（就学奨励費の申請）

第7条 就学奨励費の支給を受けようとする保護者は、特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（様式第1号）を当該児童生徒の在学する学校長を通じて相楽東部広域連合教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

（就学奨励費の認定）

第8条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査の上、認定の適否を決定し、保護者及び学校長に通知する。

(就学奨励費の支給期間)

第9条 就学奨励費の支給期間は、申請日の属する月から当該年度の3月までとする。

2 年度途中で就学奨励費の支給の認定を取り消した場合の支給期間は、認定を取り消した日の属する月までとする。

(就学奨励費の支給方法)

第10条 就学奨励費は、第8条の規定により認定を受けた児童生徒の保護者に支給する。ただし、就学奨励費の請求、受領及び支出を児童生徒が在学する学校の学校長に委任することができる。この場合、保護者は当該学校長に委任状を提出しなければならない。

(認定の取消し)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、就学奨励費の支給を停止又は認定を取り消すことができる。

(1) 保護者が虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けたとき。

(2) 転出、辞退その他援助の必要がなくなったとき。

(就学奨励費の返還)

第12条 教育委員会は、前条に該当する保護者に対して、既に支給した就学奨励費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年要綱第4号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年要綱第6号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年要綱第2号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年要綱第4号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成28年要綱第3号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年要綱第5号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年要綱第8号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年要綱第5号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年要綱第2号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年要綱第7号）

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、別表中のPTA会費に係る改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年要綱第4号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和5年要綱第2号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年要綱第2号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別 表

就学奨励の種類	支給額（1人あたりの年額）	
	小学校	中学校
学用品費	5,815円	11,365円
通学用品費	1,135円	1,135円
宿泊を伴わない校外活動費	800円	1,155円
宿泊を伴う校外活動費	1,845円	3,105円
新入学児童生徒学用品費	28,530円	31,500円
修学旅行費	11,345円	30,455円
体育実技用具費（柔道）	—	3,825円
クラブ活動費	1,380円	15,075円
生徒会費	2,325円	2,775円
P T A会費	2,400円	2,400円
卒業アルバム代等	5,500円	4,400円
オンライン学習通信費	7,000円	7,000円
学校給食費	児童又は生徒が受けた給食で保護者が負担することとなる額の半額とする。	
医療費	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条による疾病の治療のための費用で、健康保険制度加入者が、自己負担することとなる額の半額とする。	

備考

- 1 学用品費、通学用品費、生徒会費、P T A会費及びオンライン学習通信費に係る支給額は、年額であり、年度途中から支給を開始する場合は、12月で除して得た額に支給月数を乗じて得た額（1円未満の端数切捨て）とする。
- 2 オンライン学習通信費は、児童生徒の人数に関わらず、世帯単位で支給する。

保護者等氏名 <div style="text-align: right;">⑩</div>		住所		児童・生徒氏名		学校名、学年(特別支援学級名)等		※ 都道府県の地区別区分 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ) 地域の級地区分 (1 2 3)		学校長認印		
世帯の収入状況			世帯の状況(前年12月末日現在)				需要額等					
			氏名	生年月日 (満年齢)	性別	続柄	職業又は在校 校名・学年 (特別支援学 級通学有無)	教育扶助基準			生活扶助基準	
通学費	学校給食費※	基準額※						第1類※	期末一時扶助費※	第2類※		
所得 控除 前 の 金 額	総所得金額	円	年 月 日 (歳)		本人		円	円	円	円	円	f(基準額)
	退職所得金額		年 月 日 (歳)									g(地区別冬季 加算額)
	山林所得金額		年 月 日 (歳)									
	計	A	年 月 日 (歳)									h※ 住宅扶助基準
所得 控 除	社会保険料		年 月 日 (歳)									円
	生命保険料		年 月 日 (歳)									i 需要額 ※ (a~hの 合計)
	計	B	年 月 日 (歳)									円
所得額(A-B)		C ※	年 月 日 (歳)									収入額 —— 需要額
所得月割 (C*1/12)		D ※	年 月 日 (歳)									$\frac{F}{i} =$
障害者加算控除保 護基準により算定		E ※	年 月 日 (歳)									
収入額(D-E)		F ※	合 計				a ※	b ※	c ※	d ※	e ※	
通 学 費 明 細	(通学費を要した者ごとに記入すること。)					特記事項					支弁区分	
											<input type="checkbox"/> I段階(令第2条第1号該当) <input type="checkbox"/> II段階(令第2条第2号該当) <input type="checkbox"/> III段階(令第2条第3号該当)	

(注) 1 支弁区分欄は、特別支援学級の場合は、収入額が需要額の2.5倍未満の者はII段階、2.5倍以上の者はIII段階として処理すること。

2 特記事項欄は、生活保護等の該当事項を記入すること。